

平成18年5月19日

各位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中野光雄
(コ-ド番号 3104 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 水野淳二郎
(TEL 03-3665-7641)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第186回定時株主総会に、「定款一部変更の件」について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当会社に設置する機関を定めるため、第20条(取締役会)、第32条(監査役及び監査役会)、第42条(会計監査人)を新設するものであります。

会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任方法、任期及び報酬等について定めることとし、第6章会計監査人、第43条(会計監査人の選任)、第44条(会計監査人の任期)、第45条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式の権利を単元株式と比して相当の範囲とするよう、第10条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

取締役会の機動的・効率的運営を目的として、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう、第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

株主総会開示情報の増加に対応し情報内容の充実と経費の軽減化を図るため、株主総会参考書類その他について、インターネット開示とみなし提供ができるよう、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

代理人の員数を明確にするため、第17条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

- (2)当社グループにおける今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に新たに事業目的を追加するとともに、号数の繰り下げを行うものであります。

- (3)会社法 939 条において、電子公告の採用が認められていることから、周知性の向上と公告費用の節減を図るため、第 4 条（公告方法）を変更するものであります。併せて、電子公告ができないときの措置も定めるものであります。
- (4)会社法第 165 条第 2 項において、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得が認められていることから、機動的な資本政策を遂行できるようにするため、第 6 条（自己株式の取得）を新設するものであります。
- (5)会社法第 194 条第 1 項において、定款に規定を置くことによって単元未満株式の買増しが可能となることから、第 9 条（単元未満株主の売渡請求）を新設するものであります。
- (6)その他、用語および引用条文の修正等、所要の変更を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3．日程

- (1) 定款変更議案決定取締役会 平成 18 年 5 月 11 日
- (2) 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日
- (3) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は富士紡ホールディングス株式会社 (英文で表わす場合は、Fujibo Holdings, Inc.) と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理</p> <p>(1)各種繊維工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(2)各種化学工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(3)機械、電気工業品並びにその部品の製造加工及び販売</p> <p>(4)不織布、合成皮革工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(5)医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の製造及び販売</p> <p>(6)スポーツ施設の経営、賃貸及び管理</p> <p>(7)酒類、煙草、食料品、日用品雑貨の販売及び食堂の経営</p> <p>(8)損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(9)倉庫業、一般貨物運送業及び貨物運送取扱業</p> <p>(10)イベントの企画及びイベントホールの運営</p> <p>(11)広告代理業</p> <p>(12)ソフトウェア業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(13)上記に附帯関連する事業</u></p> <p>2. 前号(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に関する研究開発、調査の受託</p> <p>3. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸及びその管理</p> <p>5. ライセンス契約の管理</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する。</p> <p>(1)各種繊維工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(2)各種化学工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(3)機械、電気工業品並びにその部品の製造加工及び販売</p> <p>(4)不織布、合成皮革工業品の製造、加工及び販売</p> <p>(5) 医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の製造及び販売</p> <p>(6)スポーツ施設の経営、賃貸及び管理</p> <p>(7)酒類、煙草、食料品、日用品雑貨の販売及び食堂の経営</p> <p>(8)損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(9)倉庫業、一般貨物運送業及び貨物運送取扱業</p> <p>(10)イベントの企画及びイベントホールの運営</p> <p>(11)広告代理業</p> <p>(12)ソフトウェア業</p> <p><u>(13) 不動産の売買、賃貸及びその管理</u></p> <p><u>(14)上記に附帯関連する事業</u></p> <p>2. 前号(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に関する研究開発、調査の受託</p> <p>3. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸及びその管理</p> <p>5. ライセンス契約の管理</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>

(公告方法)

第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。

第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は3億株とする。

(新設)

(1単元の株式の数)

第6条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。

— 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(現行定款第6条第2項参照)

(新設)

(新設)

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は3億株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。

(第8条2項に移項)

(株券の発行)

第8条 当社は株式に係る株券を発行する。
2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元未満株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(名義書換代理人)

第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

— 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

— 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

(基準日)

第9条 当社は本定款第29条に定める毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

— 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により予め公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日より3月内にこれを招集する。

— 臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取及び買増しその他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

(基準日)

第13条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によっ

— 取締役社長に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(新 設)

(決議方法)

第 12 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

— 商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。この場合においては株主または代理人は、当会社に委任状を差出さなければならない。

(現行定款第 12 条参照)

て、取締役社長が招集する。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(第 18 条に移項)

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を有する株主 1 名 に限る。この場合においては株主または代理人は、当会社に委任状を差出さなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(新設)

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は16名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は株主総会において選任する。

— 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

— 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了の時までとする。

(現行定款第19条参照)

(新設)

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会を招集するには会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、特に緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(新設)

(新設)

(役付取締役及び代表取締役)

第19条 当社は取締役会の決議をもって取締役会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置く。ただし、時宜によりその一部を欠くことができる。

— 当社を代表する取締役は前項の取締役のうちから取締役会の決議をもってこれを定める。

(取締役の報酬)

第20条 取締役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の議事録)

第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(新設)

(現行定款第20条参照)

第5章 監査役及び監査役会

(新設)

(取締役会の招集通知)

第26条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(第24条に移項)

(第31条に移項)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

(監査役の員数)

第 22 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 23 条 監査役は株主総会において選任する。

— 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 24 条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 25 条 監査役は互選により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第 26 条 監査役会を招集するには会日の 3 日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、特に緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役の報酬)

第 27 条 監査役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役会の議事録)

第 28 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(新 設)

第 32 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 (現行どおり)

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(第 41 条に移項)

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。

(現行定款第 27 条参照)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第 29 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、3 月 31 日を決算期とする。

(利益配当金)

第 30 条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。

(中間配当)

第 31 条 当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第 293 条の 5 に規定する金銭の分配をすることができる。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 利益配当金及び中間配当金がその支払確定の日から満 3 年を経過してもなお受領されていないときは当会社に帰属する。

未払利益配当金及び未払中間配当金には利息をつけない。

(期末配当金等の除斥期間)

第 49 条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されていないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以 上